処分基準(公表用)

様式第4号

所管部 (局)・教育庁 学校教育課

					<u>P</u>	T管部(局)・教育厅	子仪教	<u>育器</u> _	
	法令名	学校教育法施行令			法令番号	昭和28年政令第3	4 0 号		
手続名		指定技能教育施設の	指定の解除		根拠条項	第36条			
処	指定の解除(学校教育法施行令 第36条) 指定の基準(学校教育法施行令 第33条) 技能教育施設の指定等に関する規則 (昭和37年3月31日文部省令第8号)								
分									
基									
準									
対応区分			^{処理} 学校教育課 幾関	交付 機関	学校教育課		目次	1	